

中学生の保健・安全に関する意識調査

—本校における生徒手帳の保健・安全欄の活用について—

曾 根 睦 子

中学生の保健・安全に関する意識調査

—本校における生徒手帳の保健・安全関係欄の活用について—

曾 根 睦 子

I はじめに

本校の生徒手帳には、保健・安全に関する欄が数ヶ所設けてあるが、その内容は法的根拠を有する事項、本校独自の申し合せ事項および諸注意、参考資料など、生徒が日常の学校生活を営む上での必要なルールともいえるものを中心になっている。しかし、生徒手帳は生徒が常時携帯して利用するものであるから、最少限の紙面に精選された内容を簡潔にまとめて記載することが要求される。法の改正があった場合、諸注意の内容や文章表現を変更する場合、参考資料の更新の場合など、毎年若干の書き直しをしながら現在に至っているが、なかなか満足できないでいる。一方、生徒に目を向けると、生徒手帳に記載の生徒のあるべき姿と現実のそれとの間にはかなりのギャップが感じられる。そこでその理由を探り、改善策を考えるための参考資料を得ることと、さらに生徒の意識を喚起する目的をもって、この調査を実施した。

II 調査の前提——生徒手帳の保健・安全関係欄の概要と本校のシステム——

集団を対象とした保健指導の第一歩をして、中学1年の新入生オリエンテーションで、生徒手帳に沿って、保健・安全欄の内容を紹介しながら、重点事項の指摘を行う。詳しい内容については各自が読習して理解し、実践するように指導している。

以下、生徒手帳に記載の順に概要を示す。

A 伝染病予防のための出席停止など

・伝染病予防のための臨時休業、出席停止および伝染病の種類について〈関係法規：学校保健法第12・13条、施行規則第19条。本校校則第21条の2〉

・発病（またはその疑いのある）時の学校への連絡のしかた等について

B 「中学校生徒心得」より安全・環境衛生

・自由時間の活用と行動の安全について、〈生徒心得第6項〉他人に迷惑をかけるような行為、危険を伴うような運動など例をあげて禁止を呼びかけている。

・緊急時（火災・地震など）の安全について〈第7・8項〉火の取扱い注意。災害発生時の対策、行動の注意等。（別に避難路・心構え・行動等の印刷物も配布している。）

・集団生活の場として、環境衛生に留意。学習環境の整備、特に清掃に重点をおいている。

〈第9項〉

・衣服（身体）の清潔について〈第12項〉

C 保健室の利用と救急体制・処置など

・保健室の機能について〈学校保健法第19条を受けて〉法第19条を重んじながら、大きく4項目にして記載してある。すなわち、

- ① 発育・健康状態を把握するための健康診断
- ② 学校において外傷・急病が発生した場合の救急処置と休養
- ③ 疾病・異常等に関する健康相談
- ④ 伝染病予防のための処置

等を行う場所である。

・外傷・急病が発生した場の救急体制について、付き添、連絡、体位など、保健室等で救急処置を受ける以前の処置や諸注意を示している。また保健室閉鎖・養護教諭不在時の対処のしかた。個人傷病カードへの記録のしかた。安全会の適用を受ける場合などを指示している。

・おもな救急処置法と要注意事項。外傷と急病に大別し、さらに具体的に傷病名別に救急処置を記載している。これは学校だけでなく、家庭でもどこでも行えるような基本的な処置法をあげている。特に頭部・眼部の打撲に関しては軽症と思われるも、重症の扱いをする。したがって、安静を第一とし、必ず保健室に申し出ることとしている。

D 保健委員会について〈生徒会会則第16条〉生徒の保健委員会の構成と任務を記している。

E 年間の学校行事日程表のうちに保健関係行事の予定が記されている。

F 健康診断の結果記入用の表について（学級担任教官と保護者の確認の押印欄がある）

健康診断の事後措置〈法第7条・規則第7条〉については、本校では健康診断の結果、病的所見や異常が発見された場合は直ちに保護者に通知を出し、異常なしの者には掲示で一応生徒に知らせておき、全項目が終了した日から3週間以内に、学級担任の指導のもとに、結果を各自が生徒手帳の健康診断表に転記し、この手帳を通じて本人と保護者への通知を行うシステムになっている。（転記の際はその意義と記入上の注意を別に印刷して配布している）

G 参考資料として、前年度の本校・全国・関東I地区の形態測定の平均値を載せている。

H ローレル指数の算出法と判定について

I スポーツテスト記録表と得点表を載せている。

III 調査の実施

A 調査の目的

生徒手帳に記載された保健・安全関係欄について生徒に質問することによって、①まず、読んでいるか ②どのように理解し、認識しているか ③実際に活用しているか ④行動化・実践化が定着しているか、等実態を把握する。次に、活用されていない、あるいは実践化が定着していないのならば ⑤生徒の意識が低いということだけなのか ⑥内容が適切でないのか、等、その理由を追求し、⑦内容の改善を計るべきか、⑧申し合せ事項の改訂まで考える必要があるのか、⑨どうしたら徹底するのか、等対策を講じるための参考資料を得ることである。又、この調査自身が、生徒の意識を喚起するものであると考える。以上の目的をもって調査を実施した。

B 調査の対象

本校中学生（男子）第2学年 105名 第3学年 110名 計215名（但し、回収数）

C 調査の方法

質問紙法——資料1——

中2は道徳の時間に学級担任が配布、中3は保健の授業終了時に授業担当教官が配布。記入は自宅で行い、回収は保健委員が当たる。

D 調査の時期

1979年6月5日配布。6月6日・7日の2日間で回収。

E 調査の内容

上記生徒手帳の内容に関して記述も含め、25項目——資料1のとおり——

IV 調査の結果と考察

IV-1 指導と回収率

中2での学級別の回収率は、担任が回収に当たったA組（但し、当日の欠席者2名を除く）が、100%，養護教諭に「回収率の悪さはそれだけでも意識の低さを意味する」といわれた保健委員が積極的に回収して廻ったC組（当日欠席者なし）が100%，担任からも養護教諭からも特に指導がなくて、保健委員が消極的に提出を待ったB組（当日欠席者1名）は73.3%であり、学年回収率は91.1%となった。

中3は保健委員の主体性に任せて、各組共ほぼ同率で、学年平均回収率89.4%であった。

IV-2 設問の意図および結果と考察

A 伝染病予防のための出席停止など

・出席停止について

中2	知っている 83.8							知らない 16.2	
	小学時に知る 40.0				中学（本校）で知る 43.8				
	イ 16.2	ロ 6.7	ハ 6.7	ニ 5.7	ホ 4.7	a 3.8	b 40.0		
中3	知っている 82.4							知らない 17.6	
	小学時に知る 39.8				中学（本校）で知る 42.6				
	イ 13.0	ロ 18.5	ハ 1.9	ニ 3.7	ホ 2.8	a 2.8	b 33.3	c 1.9	d 4.6

図1 「出席停止」を知った時期ときっかけ (%)

- | | | |
|------------------|------------|----------------|
| イ—実際かかって（本人又は兄弟） | ニ—担任教師より | a—オリエンテーション |
| ロ—ロコミで | ホ—その他 | b—生徒手帳 |
| ハ—印刷物で | （親・ポスターなど） | c—実際かかって |
| | | b—その他（保健の授業など） |

本校では施行規則第20条の期間については「ただし……」以降の「……医師が予防上支障がないと認めた……」の証明を尊重している。ところが、「期末試験だから」とか「勉強が遅れる」とかを懸念する母親が主治医を説得して、生徒を1日も休ませようとしなかった例、加えて診察に当たった主治医も必ずしもこの法規に対する認識が深いわけではなく、本人が重症でなければ、出校を許可する証明を出す例を、過去に、2・3件経験している。こういった生徒達が感染源かどうかは断言できないが、その後、約20%の出席停止（風疹）や学級閉鎖（インフルエンザ）に及んだ例がある。そこで、この調査を生徒に自宅で記入させることによって、生徒と共に保護者も認識を新たにする機会となるのではないかと、という意図をもって実施した。その結果は図1のとおりで、中2・中3共82～83%がこの制度を知っていた。そのきっかけについては、本校に入ってから生徒手帳を情報源としている者が中2で全体の40%、中3で33.3%であった。学校伝染病の種類については、中2で64.8%、中3で54.6%が一度は目を通してはいるが、書き直しに気付いた者は中2で6.7%、中3では5.4%であった。次に問5は、学校伝染病による出席停止の意味をどれだけ理解しているかを問うたものである。自覚症状と他への感染のどちらを優先させるかについては、設問のしかたがやや暗示的であったが、中2で95.2%、中3で88.9%が、後者としている。

B「生徒心得」より安全・環境衛生など。本校では、生徒達の良識の上に成り立っている「駒場の自由」が伝統的に尊重されてきている。したがって、既に良識も分別も十分に持ち合せているだろう高校には「生徒心得」は存在していない。まだ木目細かな指導を必要とする中学生に対しては、全く基本的な生活態度を示した「生徒心得」が設けられている。しかし、高校生の大半が中学時にこの「生徒心得」を一応守って学校生活を送ってきている訳で、彼等の中にも定着していると考える。この中の項目はしばしば週番の今週の努力目標として掲げられている。例えば「清掃の徹底」、「校舎内や中庭でバットなどや堅いボールで遊ばない」などとしてである。しかし、その週は多少自粛しているが、継続的に守られるということは難しいのが実情である。結果は表1のとおりである。

④ 禁止されている事項については、自分の行動の評価のしかたに厳しきの差があるのか、正直なのか、中2の方が「守っていない」と答えた者が多い。しかし、概して禁止の事項を守っていないのは中3の方が多いと感じている。では、守られないことに対しては「自覚を待つ」「注意し合う」「どうしようもない（無回答を含む）」がほぼ同率（但し中3は35.2%）で、「規則を厳しくし、罰を与える」と答えた者が15～17%であった。

⑤ 緊急時の注意事項については、「心得えている」が約70%前後で、避難路の確認は「していない」が約70～78%となっている。比較的抽象的、常識的に書かれている緊急時の心得は理解しているが、より具体的に避難路は、などと聞かれると確認できていない。生徒手帳とは別に配られる避難路等は訓練時だけでなく、定着していなければ意味がないと考える。

⑥ 学習環境の整備については、「大体できている」が約81～84%であるが、これも判定基準がわれわれ教官と生徒の間では異なっているように思われる。また他の女子校に比較するとかなり

「生徒心得」より

表1 安全・環境衛生に関して

(%)

項目	内容	中2		中3		備考			
		割合	割合	割合	割合				
A	禁止されている事項を	大体守っている	中2	80.0	守っていない	中2	20.0	(無回答) (3.7%)	
			中3	87.0		中3	9.3		
	守れないことに対しどうしたらよいか	自覚を待つ	中2	29.5	規則を厳しくし罰を与える	中2	17.2		
			中3	24.1		中3	15.7		
		注意し合う	中2	25.7	無回答又はどうしようもない	中2	27.6		
			中3	25.0		中3	35.2		
	B	緊急時の注意を	心得えている	中2	69.5	心得えていない	中2		30.5
				中3	71.2		中3		28.8
避難路の確認を		している	中2	30.5	していない	中2	69.5		
			中3	22.2		中3	77.8		
C	学習環境の整備(清掃に重点)	大体できている	中2	81.0	できていない	中2	19.0		
			中3	84.3		中3	15.7		
D	服装(身体)の清潔	きちんとしている	中2	95.2	していない	中2	4.8		
			中3	95.4		中3	4.6		

表2 保健室の機能について

<%>

保健室はどのようなことを行うところか —自分の考えを書く—	中 2	中 3
○救急処置・休養(けが・急病の処置・休養)	94.3	90.0
○健康診断(校医の健康診断や形能測定など)	22.9	20.9
○健康相談(病気やからだについての相談)	6.7	7.3
○疾病の予防措置(予防接種などを行う)	6.7	7.3
保健指導(保健に関するいろいろな指導)	3.8	3.6
保健関係資料の収集と保管(保健に関する資料 ^{集め} 保管)	1.0	3.6
保健センター(保健活動の中核, 学校の健康管理の本部)	2.9	9.1
保健の知識の提供・啓蒙(保健の知識を提供・ ^{呼かけ} 啓蒙)	1.9	5.4
保健委員会活動の場(委員会を開くなど)	3.8	4.5
精神的安らぎ・逃避の場(気持ちがいらいらする時行く)	0.9	6.3
医薬品, 測定器などの物品管理	0	2.7
無回答又は“?”	5.7	5.5

○印は生徒手帳に記載 ()内は生徒の表現例

の差を感じている。本校では少々の汚らしさには慣れてしまっている、とさえ感じる。

④ 服装(身体も含めて)の清潔については、殆どどの生徒が「きちんとしている」と答えている。中学生は母親がまだ手をかけるので、運動着も日常服も清潔が保たれているようである。

(服装は制服でなく自由)しかし、衛生(身体)検査を実施してみると問題はいろいろ出るだろうと予想している。保健室に来る生徒の中に、ハンカチやチリ紙を学校に持って来ていなかった

り、爪が伸びている生徒を見かけるからである。

C 保健室の利用と救急体制・処置など

・保健室の機能について、生徒がどのように認識しているかを個条書きにさせたところ、表現のしかたに違いはあったが、結局表2のとおりにまとめることができた。生徒手帳には上位4つの機能が示してあるが、それ以下は生徒が自分で考えたものである。殆んど生徒が「けがの応急処置、急病の手当や休養」をあげている。それは多くの生徒は負傷または急病の時以外にあまり保健室を利用することがないためと、健康診断や予防接種が保健室以外の広い部屋を使用して実施されるために、この程度の認識に留ったものと考えられる。しかし、一方では、専門的な用語で書かれている例もあった。また、これまでの調査項目では中2と中3の差異が殆んど感じられなかったが、保健室を「保健活動の中核となるところ」あるいは、「学校の全般的保健管理に当たるところ」といった保健センターとしての捕えかたは、中2の2.9%に対し、中3は9.1%であった。また「精神的に安らぐ所であり、逃避の場でもある」といった見方は、中2で0.9%、中3では6.3%であった。ここで表現のしかたであるが、いずれも自分がそのような理由で保健室を必要としているのではないと、但し書きをしているのが特徴的であった。例えば「高校生が勉強が嫌になると、逃げて来て、先生に話を聞いてもらう所」や「僕はその必要はないけど、人生相談のようなことを必要とする生徒が行く所」である。(傍点筆者) 一般的に中3の方が機能の多様性を掲げているといえよう。

・救急体制については、通常の授業中やクラブ活動中などの事故発生は当然指導教官がいる筈であるから、その指示に従って保健室に運ばれて来る。また特別な場合を除いて、生徒在校中は保健室は開いているし、養護教諭も在校しているので問題はないが、休み時間(始業前、放課後も含む)に負傷した場合で、かつ保健室閉鎖又は養護教諭不在時はどうするかという問題である。本校では教科別準備室制(いわゆる教員室というのは無い)をとっているため、会議以外に教官が一同に会する場がないという事情があって、常時誰か教職員がいるのは事務室——事務官——あるいは日直室(小会議室)——日直・週番教官——であり、それぞれ救急箱が常備してある。そこで生徒手帳には、上記の場合の事故は学級担任団・部活中等であれば、その時の指導教官・保健体育科教官などに必ず連絡し、救急処置は日直室(小会議室)あるいは事務室で受けるように指示してある。ところが過去に、生徒の保健委員などのつき添者もなしに、一人で保健室に来て、養護教諭の姿が見えないと、直ちに自宅に電話したり、帰宅した例が何件かあったので、こ

表3 保健室閉鎖・養護教諭不在時について

<%>

傷害・急病が発生したら?	中2	中3	傷害・急病が発生したら?	中2	中3
事務室・日直室へ	25.7	24.1	自宅に電話又は帰宅	1.9	1.9
学級担任(団)へ	16.2	10.2	保健委員に頼む	2.9	0.9
その時の指導教師へ	6.7	11.1	近くの病院へ	2.9	6.5
保健体育教師へ	6.7	0	その他(校医へ連絡・救急車など)	1.0	1.9
軽度なら自分でできるだけして、放っておく。	20.0	30.6	無回答又は“?”	16.2	18.5

のようなことはしないように指導している。設問に対する結果は表3のとおりで、中2・中3共に「軽ければ、自分でできるだけして、そのままにしておいて、帰宅後処置する」と答えた者が20%と30%いる。ところが生徒の「軽度、の判断は必ずしも適確でないことがあるし、また管理上でも問題である。無回答や?の者もかなりいるが、どうするつもりだろうか。また「近くの病院へ行く」と答えた生徒もいるが、上記のいずれの答の裏にも、「母親への相談、がまず予想されてならない。養護教諭そして母親への依存の強さを感じるのである。保健室の機能の第一が「救急処置・休養」で90~95%であることとも関連して、一般教官からも救急処置を受ける姿勢の生徒は合せて半数とみられる。勿論、生徒達にも判断できるような大きな傷病であれば、当然身近な教官に救助を求めるだろうことは考えられる。さらに救急体制の再検討と指導徹底が必要と思われる。

。保健室で救急処置を受けるまでの諸注意が守られているか、どうかについては、「守っている」が中2で57.1%、中3は77.0%、「守っていない」がそれぞれ22.9%、16.5%、無回答および傷病の経験がないから、というのが20.0%と6.5%であった。

。救急処置については、この生徒手帳以外の場面——保健学習・保健指導——で指導されていると思うので、定義は生徒手帳には記載されていないが、常識として設問してみた。結果は表4のとおりである。ここでも無回答や?が多い。これまでの設問に対して中3の方にこの傾向がやや多く感じられるが、それは面倒な記述を回避したためではないかと思われてきた。

。実際に救急処置法を活用したかどうかについては、中2が28.6%、中3で14.8%が活用したと答えている。生徒手帳に載せている救急処置法は基本の基本といった内容で、学校以外の所でも充分役立つものであるから、もっと活用して欲しいと思う。そうすれば、負傷部を下にして、圧迫止血もしないで、ポタポタ血を落しながら入室することもなくなるだろうにと、残念に思う。

D 保健委員会関係の設問なし。

E 保健行事日程について

行事日程に関しては、生徒手帳の他に事前に印刷物を配る場合が多い。また日程に変更のある場合も事前に学級担任からの指導と掲示とによって通知をしている。それでも「当日になって気づく」者が中2で26.7%、中3で28.7%いる。毎回、予防接種票を忘れて注射が受けられない生徒がかなりいるので、この数字は頷ける。

表4 救急処置の定義

<%>

救急処置とは、どういうことを指すのか(表現別)	中 2	中 3
1) 医師の治療を受けるまでの応急的な処置	19.0	13.9
2) けがや病気を悪化させないために行う処置	16.2	14.8
1) +2) の表現をした者	2.9	6.5
3) 一時的な手当・仮りの手当・処置	26.7	23.1
4) 負傷後、緊急に行う処置	9.5	12.9
5) 無回答又は“?”	25.7	28.8

F 健康診断の結果の転記について

学級担任教官の指導のもとに行う転記の作業は、本人と保護者に発育・健康状態を認識させ、自分に最も適した健康生活の設計に役立ててもらうための他に、担任教官がそれぞれの生徒の健康状態を把握し、指導に役立てて欲しいと意図するものである。本年（1979年）度も転記を行う時期を迎えるが、中2と中3ではかなり成績に差がある。中2の31.4%が「不徹底」としているが、それは殆んどが保護者に見せていない（24.8%）。「担任が点検しない」とあるが、同学級の多くの他の生徒が「徹底している」と答えているところから、転記の点検でなく、保護者の押印の点検を意味しているのであろう。中3では逆に「徹底している」と答えた者が38%にすぎない。また「無効」に入れたが、「今年はまだ転記していない」とあったように、本年度について答えた者がいる。1・2年時の担任教官に関係なく、「不徹底」と答えている者が52.8%で、残りの9.2%が無効であることから、いずれにしても担任教官の指導の強化が必要であることを示している。このことから、健康診断の結果の転記と通知のしかたが現在の方法では徹底しないのかどうか、別の方法を考えた方がよいのか、早急に関係部所で検討しなくてはならない問題である。

G・H 体位・ローレル指数について

体位の平均値については、関心がないと答えた者が、中2で38.1%、中3で50.0%。ローレル指数は算出したことのない者が中2で6.7%、中3で36.5%にすぎない。このように体位の平均値については関心がない者も、自分の体位・身長と体重のバランスについては関心があるのかと受け止められる。（但し、ローレル指数の算出と判定は保健学習の中で行ったと、後日聞いた）

V おわりに

この調査は、まだ検討の過程にあり、結論は出ていない。今後、関係部所で時間をかけて検討していく必要がある。そしてこれを単に生徒手帳の枠内に留めなくて、生徒の保健・安全指導および管理に役立てることができれば幸いと思っている。現時点においても、いくつかの問題点を意識し、多少の改善を試みた部分もある。それらは、①出席停止に関してはむしろ保護者や主治医への指導と協力要請の方が重要であって、生徒手帳を通じてだけでなく、別に機会を設ける必要があると考える。幸いここ数年は問題は起きていない。②緊急時対策はより具体的・実際に生徒に定着するように、日常の安全指導が必要である。（生徒手帳の「生徒心得」に記載できる事項には限界があるので、基本的な心得としては現行の内容でよいとしても）③通常および保健室閉鎖（養護教諭不在）時の救急対策の明確化と教職員相互の共通理解、そして生徒指導が大切である。生徒手帳に記載の他に、保健室入口に後者の場合の救急体制については掲示している。④教官によって救急処置が行われる以前の生徒自身が行うべき基本的処置法や諸注意は、生徒手帳に記載の事項をよく読んで実践するように指導すると同時に、救急処置をしながら、個別指導を行うことが大切であると考え。⑤保健室の機能については、1980年度から、より総合的な保健センターとしての機能を発揮する所として、この欄の書き直しをした。さらに保健室前の掲示板にも保健室の機能を示し、生徒に協力を呼びかけている。現在のところ、掲示された機能外の

いわゆる「用のない生徒」が屯するのを防止するのに役立っている。(勿論、「用のない生徒」の中に多くの問題を含んでいる場合もあるが、この件については、別の機会に触れることにする) ⊙健康診断の結果の転記と通知については、他により効果的な改善策もないまま、学級担任教官の指導徹底に頼っている。また保護者にも機会があれば、生徒手帳に目を通すよう呼びかけている。

現段階までのまとめは以上のとおりであるが、これを機会に、生徒手帳の保健・安全関係欄の内容をさらに充実させ、生徒が大いに活用・実践できるように検討していきたいと考えている。

年 月 日

資料1 生徒手帳の保健・安全関係欄についての調査

筑波大学附属駒場中・高等学校

年 組 番 氏名() 保健委員会

◎ 該当するものに○をつける。または()内に記入する。

A 学校においては、伝染病予防のために集団に対しては臨時休業(学級・学年閉鎖)の措置をとるが、個人には校長が出席停止の指示をする。

○ 出席停止について

1 このような制度のあることを

イ、知っている ロ、知らない

2 知っている者は

イ、小学校時に既に知っていた

どのような方法で知ったか

()

ロ、本校に来てから知った

a 入学時のオリエンテーションで

b 生徒手帳で

c 実際に病気にかかって指示を受けて

d その他()

○ 学校において予防すべき伝染病、いわゆる「学校伝染病」について

1 生徒手帳に病気の種類が出ているが

イ、目をとおしたことがある ロ、ない

2 53年秋に法の改正があったため、54年度より生徒手帳を書きかえたが、

イ、気がついた ロ、気づかなかった

○ 停止の期間について

1 例えば、「風しんにあっては、発しんが消失するまで。」「ただし、病状により、学校医その他の医師においてその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りでない。」となっているが、この期間を定める考え方の基本はどういうことにあるのか

イ、本人の自覚症状を主体に考えている。

(本人の苦痛が少なくて出席可能であれば、出席してもよい。)

ロ、他への感染を主体に考えている。

(本人の自覚症状に関係なく出席してはならない。)

ハ、その他()

B 「生徒心得」より安全・環境衛生に関して

Ⓐ 他人に迷惑をかけるような行為・危険を伴う運動を禁止しているが、

1 自分自身について

イ、大体守っている ロ、守っていない

2 守っていない光景をよく見かけるが、どうしたらよいと思うか

()

Ⓑ 火災・地震などの緊急時の注意を心得ているか

また、別に配られる避難路等を確認しているか

1 イ、心得ている ロ、いない

2 イ、確認している ロ、いない

